

	評価項目	評価内容	配点	評価手法
1	AEDの仕様	設置するAEDは機器の仕様を満たしているか。 設置機器に仕様以上の付加機能が備わっているか。 機器の仕様について分かりやすく記載されているか。	30	①
2	広告の運用方法	市民にとって見やすい広告の表示ができるか。 広告主の募集方針や掲載方法は適切であるか。 苦情やトラブルに対処できる体制が整えられているか。	20	②
3	広告付きAEDの維持管理	AEDの保守点検が適切に実施できる体制か。 故障や緊急時に適切な対応が可能か。	20	②
4	事業者の信頼性	他の地方自治体における同様の事業実績があるか。 組織として十分な基盤と体制が確保されているか。 運用開始までに十分なスケジュールが確保されているか。	20	②
5	広告料の納入	納入金額が一番高い事業者を10点とし、2番目以下の事業者については、当該提示価格を最高価格で除した値に10を乗じた値(小数点第2位以下は四捨五入)とする。 納入の無い場合は0点とするが、失格とはならない。	10	—

**【評価手法①】**

企画提案書等に基づき、評価内容について以下の4段階で評価する。

- ・最も優れたAEDである【30】
- ・優れたAEDである【20】
- ・仕様通りのAEDである【10】
- ・劣っている【0】

**【評価手法②】**

企画提案書等に基づき、評価内容について以下の4段階で評価する。

- ・最も優れている【20】
- ・優れている【15】
- ・問題ない【10】
- ・劣っている【5】